

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
	<p data-bbox="587 722 1249 793">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="676 905 1160 951">令和3年4月1日改正</p> <p data-bbox="736 1650 1092 1696">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1843 709 2504 781">水道工事標準仕様書</p> <p data-bbox="1932 936 2415 982">令和2年4月1日改正</p> <p data-bbox="2006 1671 2362 1717">神奈川県企業庁</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）							
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p> <p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p>	<p><b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総則</b> <b>第1節 一般事項</b> <b>1-1-2 用語の定義</b> <b>38 準備期間</b> 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。 <b>39 工事</b> (略) <b>49 JDP A</b></p> <p><b>1-1-11 施工体制台帳</b> <b>1 一般事項</b> 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 <b>2 施工体系図</b> 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 <b>3 名札等の着用</b> 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）</p> <p style="text-align: center;">図1-1-1 名札の標準図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者、監理技術者補佐</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">写 真</td> <td style="padding: 5px;">氏 名    ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 cm×3 cm</td> <td style="padding: 5px;">工 事 名    ○○改良工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工 期        自○○年○○月○○日               至○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">程 度</td> <td style="padding: 5px;">会 社    ◇◇建設株式会社</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">[注]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする</p> <p><b>4 施工体制台帳等の変更時の処置</b> 第1項並びに第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</p>	写 真	氏 名    ○○ ○○	2 cm×3 cm	工 事 名    ○○改良工事	工 期        自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日	程 度	会 社    ◇◇建設株式会社	<p><b>第1編 共通編</b> <b>第1章 総則</b> <b>第1節 一般事項</b> <b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>38 工事</b> (略) <b>48 JDP A</b></p> <p><b>1-1-11 施工体制台帳及び下請業者編成表</b> <del><b>1 施工体制台帳</b> 受注者が建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。以下同じ。）で、かつ、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は下請金額にかかわらず、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、建設業者以外では、一次下請人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期を記載しなければならない。</del> <del><b>2 下請負業者編成表</b> 受注者が建設業者でない場合は、「下請負業者編成表」を作成し、監督員に提出しなければならない。</del> <del><b>3 施工体系図</b> 第1項の受注者は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、第1項の各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。下請負契約がない場合は施工体系図に「下請契約なし」と記入して提出しなければならない。</del> <del><b>4 工事担当者技術者台帳</b> 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、所属会社名を記載した工事担当者技術者台帳を作成し、監督員に提出しなければならない。また、前記述技術者に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</del> <del><b>5 施工体制台帳等の変更時の処置</b> 第1項並びに第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図、並びに下請負業者編成表に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。</del></p>
写 真	氏 名    ○○ ○○								
2 cm×3 cm	工 事 名    ○○改良工事								
	工 期        自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日								
程 度	会 社    ◇◇建設株式会社								

# 水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し	<p><b>1-1-16 工期変更</b></p> <p><b>1 一般事項</b>            契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>2 設計図書の変更等</b>            受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき、設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3 工事の一時中止</b>            受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>4 工期の延長</b>            受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>5 工期の短縮</b>            受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p><b>1-1-16 工期変更</b></p> <p><b>1 一般事項</b>            契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p><b>2 設計図書の変更等</b>            受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき、設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>3 工事の一時中止</b>            受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>4 工期の延長</b>            受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>5 工期の短縮</b>            受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議の開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>
公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し	<p><b>1-1-21 工事完成検査</b></p> <p><b>1 工事完成届の提出</b>            受注者は、契約書第32条及び神奈川県工事執行規則第7条の規定に基づき、工事完成届を発注者に提出しなければならない。            （略）</p> <p><b>6 修補期間</b>            修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p>	<p><b>1-1-21 工事完成検査</b></p> <p><b>1 工事完成届の提出</b>            受注者は、契約書第31条及び神奈川県工事執行規則第7条の規定に基づき、工事完成届を発注者に提出しなければならない。            （略）</p> <p><b>6 修補期間</b>            修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p>
公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し	<p><b>1-1-22 出来形検査（既済部分検査等）</b></p> <p><b>1 一般事項</b>            受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2 部分払いの請求</b>            発注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。            （略）</p> <p><b>7 中間前払金の請求</b>            受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。            （略）</p>	<p><b>1-1-22 出来形検査（既済部分検査等）</b></p> <p><b>1 一般事項</b>            受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2 部分払いの請求</b>            発注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。            （略）</p> <p><b>7 中間前払金の請求</b>            受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。            （略）</p>
公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し	<p><b>1-1-24 部分使用</b></p> <p><b>2 監督員による検査</b>            受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。            なお、中間（全体）技術検査による検査（確認）でも良い。</p>	<p><b>1-1-24 部分使用</b></p> <p><b>2 監督員による検査</b>            受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。            なお、中間（全体）技術検査による検査（確認）でも良い。</p>

# 水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p>	<p><b>1-1-25 施工管理</b></p> <p><b>3 工事中標示板</b></p> <p>受注者は、施に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人の見易い場所に、次の事項を記入した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略もしくは大きさを変更する事ができる。工事中標示板は図1-1を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶文</li> <li>・ 工事内容（例 ご協力をお願いします 等）</li> <li>・ 期間（交通上支障を与える実際の期間）、作業時間帯</li> <li>・ 工事種別</li> <li>・ 発注者名、電話番号（代表）</li> <li>・ 施工者名、電話番号（本社または現場事務所）</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>図1-1 工事中標示板</p> </div> <p>図1-1 工事中 標示板について、色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「水道管新設工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。なお、記載例は、つぎの「工事標示板内容表示例」を参考とする。</p>	<p><b>1-1-25 施工管理</b></p> <p><b>3 工事中標示板</b></p> <p>受注者は、施に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人の見易い場所に、次の事項を記入した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略もしくは大きさを変更する事ができる。工事中標示板は図1-1を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶文</li> <li>・ 工事内容（例 <del>ご迷惑をおかけします</del>ご協力をお願いします 等）</li> <li>・ 期間（交通上支障を与える実際の期間）、作業時間帯</li> <li>・ 工事種別</li> <li>・ 発注者名、電話番号（代表）</li> <li>・ 施工者名、電話番号（本社または現場事務所）</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>図1-1 工事中標示板</p> </div> <p>図1-1 工事中 標示板について、色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道管新設工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。なお、記載例は、つぎの「工事標示板内容表示例」を参考とする。</p>
<p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p>	<p><b>1-1-28 工事中の安全確保</b></p> <p><b>8 現場環境改善</b></p> <p>受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p><b>14 安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>15 安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p><b>1-1-28 工事中の安全確保</b></p> <p><b>8 イメージアップ</b></p> <p>受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めなければならない。</p> <p><b>14 安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>15 安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>



# 水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）								
<p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p>	<p><b>1-1-32 環境対策</b>  <b>6 排出ガス対策型建設機械</b>                      受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。                      排出額対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。                      受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律規制規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。                      トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒鉛浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p><b>1-1-32 環境対策</b>  <b>6 排出ガス対策型建設機械</b>                      受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。                      排出額対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。                      受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律規制規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定されたトンネル工専用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。                      トンネル工専用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒鉛浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>								
	<p><b>表1-1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械                              ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)                              ・ブルドーザ                              ・発動発電機(可搬式)                              ・空気圧縮機(可搬式)                              ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)                              ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ                              ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。                               ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p><b>表1-1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工専用建設機械                              ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)                              ・ブルドーザ                              ・発動発電機(可搬式)                              ・空気圧縮機(可搬式)                              ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)                              ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ                              ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。                               ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工専用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考									
一般工専用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
機 種	備 考									
一般工専用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。  ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
	<p><b>表1-2</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工専用建設機械                              ・バックホウ                              ・トラクタショベル                              ・大型ブレーカ                              ・コンクリート吹付機                              ・ドリルジャンボ                              ・ダンプトラック                              ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。                              ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p><b>表1-2</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工専用建設機械                              ・バックホウ                              ・トラクタショベル                              ・大型ブレーカ                              ・コンクリート吹付機                              ・ドリルジャンボ                              ・ダンプトラック                              ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。                              ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考									
トンネル工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
機 種	備 考									
トンネル工専用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
		<p>→オフロード法の基準適合表示が付されているもの、または特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの                      →排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</p>								
		<p>→オフロード法の2011年基準適合表示または2011年基準同等適合表示が付されているもの                      →トンネル工専用排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</p>								

# 水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p> <p>公共工事標準 請負契約約款 等との整合、 見直し</p>	<p><b>9 特定調達品目</b> 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）及び「企業庁公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p><b>10 率先利用認定資材</b> 受注者は、「企業庁公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目（別表第7）のうち、設計図書において「率先利用認定資材」とした資材については、「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の当該率先利用認定資材から利用しなければならない。 なお、再生骨材等を利用する場合は、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」（土木部長通知 昭和63年3月31日）に基づき、適切に利用しなければならない。</p> <p><b>11 騒音規制法及び振動規制法</b> 受注者は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、指定地域として定められた地域で特定建設作業を施工しようとする場合には、作業開始7日前までに各市町村に所定の届出を行い、施工計画書に届出の写しを添付すること。</p> <p><b>1-1-34 交通安全管理</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。 (略)</p> <p><b>4 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 (略)</p> <p><b>8 通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 (略)</p> <p><b>1-1-35 施設管理</b> 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	<p><b>9 特定調達品目</b> 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）」の使用を積極的に推進するものとする。<del>グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</del></p> <p><b>10 騒音規制法及び振動規制法</b> 受注者は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、指定地域として定められた地域で特定建設作業を施工しようとする場合には、作業開始7日前までに各市町村に所定の届出を行い、施工計画書に届出の写しを添付すること。</p> <p><b>1-1-34 交通安全管理</b></p> <p><b>1 一般事項</b> 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。 (略)</p> <p><b>4 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 (略)</p> <p><b>8 通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 (略)</p> <p><b>1-1-35 施設管理</b> 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>見直し</p> <p>公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し</p> <p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p> <p>公共工事標準請負契約約款等との整合、見直し</p>	<p><b>1-1-36 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1 諸法令の遵守</b> 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである</p> <p>(1) 水道法 (2) 地方自治法     (略) (94) 神奈川県公営企業財務規程 (95) 神奈川県県営上水道条例</p> <p><b>1-1-42 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書で定めたもの</b> 契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合     波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合     強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3 その他</b> 契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-43 特許権等</b></p> <p><b>3 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-46 監督員による立会等</b></p> <p><b>5 遵守義務</b> 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p>	<p><b>1-1-36 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1 諸法令の遵守</b> 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 水道法 <del>（平成26年6月改正 法律第69号）</del> (2) 地方自治法 <del>（平成27年9月改正 法律第63号）</del>     (略) (94) 神奈川県公営企業財務規程 <del>（平成27年3月改正 規程第11号）</del> (95) 神奈川県県営上水道条例 <del>（平成26年12月改正 条例第76号）</del></p> <p><b>1-1-42 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1 工事災害の報告</b> 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について（第19号様式）」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p><b>2 設計図書で定めたもの</b> 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合     波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ④ その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合     強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合。</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3 その他</b> 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-43 特許権等</b></p> <p><b>3 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成25年法律第84号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-46 監督員による立会等</b></p> <p><b>5 遵守義務</b> 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

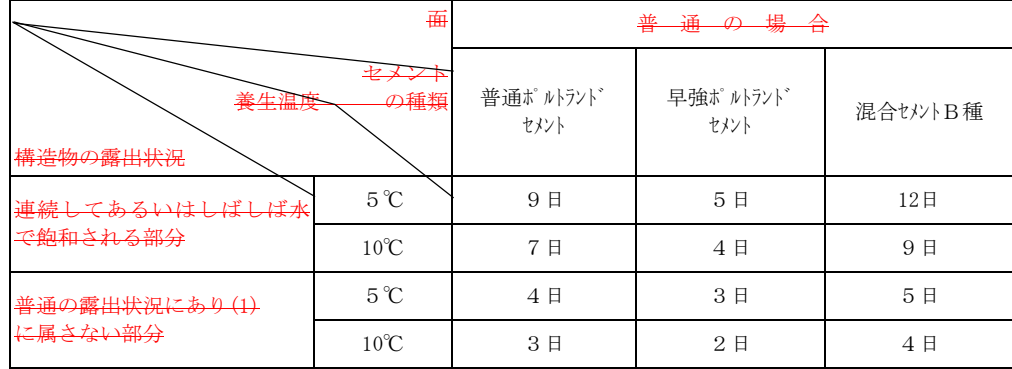

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																										
見直し	<p><b>1-1-57 品質管理</b>  <b>2 品質管理基準</b>                      品質管理基準は品質管理基準及び規格値 表1-5により、これに記載のない工種については「神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値」に定められた基準を適用する。管理基準及び規格値が定められていない工種など、この基準に定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。                      （略）</p>	<p><b>1-1-57 品質管理</b>  <b>2 品質管理基準</b>                      品質管理基準は品質管理基準及び規格値 表1-5により、これに記載のない工種については「神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値（平成28年4月、神奈川県県土整備局発行）」に定められた基準を適用する。管理基準及び規格値が定められていない工種など、この基準に定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。                      （略）</p>																																										
見直し	<p><b>1-1-58 出来形管理</b>  <b>2 出来形管理基準</b>                      出来形管理基準は出来形管理基準及び規格値 表1-6により、これに記載のない工種については「土木工事施工管理基準及び規格値」に定められた基準を適用する。これらに定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。</p>	<p><b>1-1-58 出来形管理</b>  <b>2 出来形管理基準</b>                      出来形管理基準は出来形管理基準及び規格値 表1-6により、これに記載のない工種については「土木工事施工管理基準及び規格値（平成28年4月神奈川県県土整備局発行）」に定められた基準を適用する。これらに定めのないものは、特記仕様書によるほか、監督員と協議して決定する。</p>																																										
訂正	<p><b>第2編 工事</b>  <b>第1章 水道工事</b>  <b>第4節 ダクタイル鋳鉄管接合</b>  <b>1-4-5 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合</b>  <b>1 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合（φ75～φ400）</b>                      NS形ダクタイル鋳鉄管の接合（φ75～φ200）にあたっては、次により行わなければならない。                      （1）～（8） （略）                      （9） 異形管の受口及び直管の受口にライナを挿入して離脱防止形として使用する場合は、ライナを挿入後、4.5mmのすき間ゲージがライナと受口奥部との間に、全周にわたり入らないことを確認する。</p>	<p><b>第2編 工事</b>  <b>第1章 水道工事</b>  <b>第4節 ダクタイル鋳鉄管接合</b>  <b>1-4-5 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合</b>  <b>1 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合（φ75～φ400）</b>                      NS形ダクタイル鋳鉄管の接合（φ75～φ200）にあたっては、次により行わなければならない。                      （1）～（8） （略）                      （9） 異形管の受口及び直管の受口にライナを挿入して離脱防止形として使用する場合は、<del>異形管受口、及び直管の受口にライナを挿入して離脱防止形として使用する場合は、</del>ライナを挿入後、4.5mmのすき間ゲージがライナと受口奥部との間に、全周にわたり入らないことを確認する。</p>																																										
神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し	<p><b>第2章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第1節 適用</b>  <b>2-1-3 適用規定（2）</b>                      受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。                      （略）</p>	<p><b>第2章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>第1節 適用</b>  <b>2-1-3 適用規定（2）</b>                      受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。                      （略）</p>																																										
神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>2-2-1 適用規定</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td>（平成30年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（設計編）</td> <td>（平成30年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>（平成24年6月）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>（平成14年7月31日）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>（平成14年7月31日）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>（平成19年8月）</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本鉄筋継手協会</td> <td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事</td> <td>（平成21年9月）</td> </tr> </table> <p>機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン                      （平成28年7月）</p> <p>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン                      （平成29年3月）</p> <p>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン                      （平成29年3月）</p>	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成30年3月）	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成30年3月）	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）	土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事	（平成21年9月）	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>2-2-1 適用規定</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。                      なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td>（平成25年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（設計編）</td> <td>（平成25年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>（平成24年6月）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>（平成14年7月31日）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>（平成14年7月31日）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>（平成19年8月）</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本鉄筋継手協会</td> <td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事</td> <td>（平成21年9月）</td> </tr> </table>	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成25年3月）	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）	土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事	（平成21年9月）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成30年3月）																																										
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成30年3月）																																										
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）																																										
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）																																										
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）																																										
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）																																										
公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事	（平成21年9月）																																										
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）																																										
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成25年3月）																																										
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）																																										
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）																																										
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）																																										
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）																																										
公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧継手工事	（平成21年9月）																																										



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p>	<p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型 枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン (平成30年6月)</p> <p>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイ ドライン (平成30年6月)</p> <p>道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造 物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (平成31年1月)</p> <p><b>2-2-3 塩分の浸透防止</b> 受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩 化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及 ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監 督員と協議しなければならない。</p>	<p><b>2-2-3 塩分の浸透防止</b> 受注者は、土木工事及び空港工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部か ら浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大 な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書 に関して監督員と協議しなければならない。</p>
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p>	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b> <b>2-3-2 工場の選定</b> <b>1 一般事項</b> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30 日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク 表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び 管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設 計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基 準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30 日公布法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク 表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場に ついて、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員 の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務 を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適 切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p><b>第3節 レディーミクストコンクリート</b> <b>2-3-2 工場の選定</b> <b>1 一般事項</b> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日 公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証 を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技 術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管 理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監 査に合格した工場等）から選定し、<del>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用い</del> なければならない。 (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日 公布）<del>法律第95号</del>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク 表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場に ついて、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員 の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務 を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適 切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>
<p>神奈川県土木 工事共通仕様 書との整合、 見直し</p>	<p><b>第6節 鉄筋工</b> <b>2-6-3 加工</b> <b>3 鉄筋の曲げ半径</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コン クリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの 前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければな らない。</p>	<p><b>第6節 鉄筋工</b> <b>2-6-3 加工</b> <b>3 鉄筋の曲げ半径</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コン クリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの 前提」（土木学会、<del>平成25年3月</del>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければな らない。</p>

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																								
<p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p> <p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p> <p>神奈川県土木工事共通仕様書との整合、見直し</p>	<p><b>2-6-4 組立て</b></p> <p><b>2 配筋・組立</b></p> <p>(1) 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p> <p><b>2-6-5 継手</b></p> <p><b>3 継手位置</b></p> <p>受注者は、<b>原則</b>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p><b>2-9-3 養生</b></p> <p><b>5 養生中のコンクリート温度</b></p> <p>受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表2-9-1の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表2-9-1の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表2-9-1に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>表2-9-1 寒中コンクリートの<b>温度制御</b>養生期間</p> <table border="1" data-bbox="329 1129 1475 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p><b>2-6-4 組立て</b></p> <p><b>2 配筋・組立</b></p> <p>受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p><b>2-6-5 継手</b></p> <p><b>3 継手位置の相互ずらし</b></p> <p>受注者は、<del>設計図書に明示した場合を除き</del>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p><b>2-9-3 養生</b></p> <p><b>5 養生中のコンクリート温度</b></p> <p>受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表2-9-1の値以上とするのを標準とする。</p> <p>なお、表2-9-1の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表2-9-1に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>表2-9-1 寒中コンクリートの養生期間</p>  <table border="1" data-bbox="1596 1136 2540 1480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面</th> <th rowspan="2">セメント養生温度の種類</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物の露出状況</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通の露出状況にあり(1)に属さない部分</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1" data-bbox="1596 1514 2540 1858"> <thead> <tr> <th rowspan="2">断面</th> <th rowspan="2">セメント養生温度の種類</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント + 普通ポルトランドセメント + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物の露出状況</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通の露出状況にあり(1)に属さない部分</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	断面	セメント養生温度の種類	普通の場合			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	構造物の露出状況	5℃	9日	5日	12日	連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	普通の露出状況にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	断面	セメント養生温度の種類	普通の場合			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 普通ポルトランドセメント + 促進剤	混合セメントB種	構造物の露出状況	5℃	9日	5日	12日	連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	普通の露出状況にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結誘拐の頻度	養生温度			セメントの種類																																																																																						
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																																						
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																																																						
	10℃	7日	4日	9日																																																																																						
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																																																						
	10℃	3日	2日	4日																																																																																						
断面	セメント養生温度の種類	普通の場合																																																																																								
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																																						
構造物の露出状況	5℃	9日	5日	12日																																																																																						
連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日																																																																																						
	10℃	7日	4日	9日																																																																																						
普通の露出状況にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日																																																																																						
	10℃	3日	2日	4日																																																																																						
断面	セメント養生温度の種類	普通の場合																																																																																								
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント + 普通ポルトランドセメント + 促進剤	混合セメントB種																																																																																						
構造物の露出状況	5℃	9日	5日	12日																																																																																						
連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日																																																																																						
	10℃	7日	4日	9日																																																																																						
普通の露出状況にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日																																																																																						
	10℃	3日	2日	4日																																																																																						

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）
	<p data-bbox="368 800 1418 871">水道工事標準仕様書（参考資料）</p> <p data-bbox="679 982 1154 1033">令和3年4月1日改正</p> <p data-bbox="739 1730 1092 1780">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1626 789 2677 861">水道工事標準仕様書（参考資料）</p> <p data-bbox="1926 1016 2418 1066">平成31年4月1日改正</p> <p data-bbox="2006 1751 2338 1801">神奈川県企業庁</p>



# 水道工事標準仕様書新旧対照表

備考

改正（令和3年4月）

現行（令和2年4月）

水道工事標準仕様書の改正により一部削除

提出書類一覧表		提出時期				提出先		備考
分類	書類等	提出時期				提出先	備考	
		契約時	着手前	施工中	竣工時			
契約	工事請負契約書					契約担当課		
	契約保証金の取扱い関係					契約担当課		
	(第1号様式) 工程表	施				監督員を経由し契約担当課へ	契約後7日以内に提出する。また、施工計画書の一部としても提出し、完成検査時には実施工程を記入したものを施工計画書に添付する。	
	(第3号様式) 現場代理人設置(変更)届					監督員を経由し契約担当課へ	経歴書を添付する。	
	(第4号様式) 主任技術者設置(変更)届					監督員を経由し契約担当課へ	経歴書(資格を証明するため、監理技術者にあつては監理技術者資格証の交付日、交付番号を加える)を添付する。	
	(第5号様式) 工食用材料検査申請書					監督員を経由し契約担当課へ	設計図書に定める材料について、使用前に提出する。材料に変更がある場合は新しい品目について提出する。	
	(第30号様式) 前金払請求書					契約担当課		
	(第6号様式) 工事完成届					契約担当課	工事完成後、遅滞なく届け出る。	
	(第7号様式) 出来形検査申請書					契約担当課	出来形検査を請求する場合に提出する。	
	(第31号様式) 出来高払請求書					契約担当課	様式自由	
施工体制	施工体制台帳		施			監督員	現場に備える。	
	施工体系図		施			監督員	現場(工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所)に掲げる。下請契約をしない場合、「下請契約なし」と記載する。	
報告行	履行報告書					監督員	設計図書の定めるところによる(出来形検査を実施する場合は必要)。	
建設共	建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書の写し					監督員を経由し契約担当課へ	証紙購入状況報告書(様式2号)の提出は契約締結後1ヵ月以内。なお、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを掲示する。	
	建設業退職金共済関係提出書					監督員を経由し契約担当課へ	建設業退職金共済関係提出書(様式1号)及び証紙貼付実績報告書(様式3号)は完成時に提出する。	
施工計画	施工計画書				完	監督員	工事請負金額500万円以上の工事は提出する。提出時は、監督員のヒヤリングを受ける。変更がある場合は変更部分について変更計画書を作成(追記(赤))する。	
	施工説明書				完	監督員	工事請負金額500万円未満の工事は提出する。提出時は、監督員のヒヤリングを受ける。変更がある場合は変更部分について変更計画書を作成(追記(赤))する。	
建設副産物	確認届				完	監督員	土砂の仮置場を設ける場合。運搬経路図、仮置場の位置図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付する。	
	建設発生土搬出のお知らせ		施		完	受入地の市町村へFaxで連絡	地山土量100m <sup>3</sup> 以上搬入する市町村が対象。連絡前に監督員の確認が必要。	
	土砂搬入・搬出申込書		施			土木事務所	監督員が内容を確認する。写しを施工計画書の一部として提出する。	
	土砂搬入・搬出承諾書				完	監督員	搬入整理券等は整理し、完成検査書類として提出する。	
	再生資源利用計画書		施			監督員	施工計画書の一部として提出する。	
	再生資源利用促進計画書		施			監督員	〃	
	建設廃棄物処理委託契約書		施			監督員	建設廃棄物の処理(運搬、処分)を委託する場合は、写しを施工計画書の一部として提出する。	
	再生資源利用実施書				完	監督員	使用数量については、伝票と照合し確認しておく。	
	再生資源利用促進実施書				完	監督員	発生数量については、マニフェスト伝票と照合し確認しておく。	
	建設副産物実態調査データ(電子データ)				完	監督員	工事請負金額100万円以上の工事について、完成検査後に提出する。	

提出書類一覧表		提出時期				提出先		備考
分類	書類等	提出時期				提出先	備考	
		契約時	着手前	施工中	竣工時			
契約	工事請負契約書					契約担当課		
	契約保証金の取扱い関係					契約担当課		
	(第1号様式) 工程表	施				監督員を経由し契約担当課へ	契約後7日以内に提出する。また、施工計画書の一部としても提出し、完成検査時には実施工程を記入したものを施工計画書に添付する。	
	(第3号様式) 現場代理人設置(変更)届					監督員を経由し契約担当課へ	経歴書を添付する。	
	(第4号様式) 主任技術者設置(変更)届					監督員を経由し契約担当課へ	経歴書(資格を証明するため、監理技術者にあつては監理技術者資格証の交付日、交付番号を加える)を添付する。	
	(第5号様式) 工食用材料検査申請書					監督員を経由し契約担当課へ	設計図書に定める材料について、使用前に提出する。材料に変更がある場合は新しい品目について提出する。	
	(第30号様式) 前金払請求書					契約担当課		
	(第6号様式) 工事完成届					契約担当課	工事完成後、遅滞なく届け出る。	
	(第7号様式) 出来形検査申請書					契約担当課	出来形検査を請求する場合に提出する。	
	(第31号様式) 出来高払請求書					契約担当課	様式自由	
施工体制	施工体制台帳		施			監督員	現場に備える。	
	施工体系図		施			監督員	現場(工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所)に掲げる。下請契約をしない場合、「下請契約なし」と記載する。	
	<del>工事担当者技術者台帳</del>		施			<del>監督員</del>	<del>現場では、各技術者に名札を着用させる。</del>	
	<del>下請負業者編成表</del>		施			<del>監督員</del>	<del>受注者が建設業者で無い場合は作成し、施工計画書の一部として提出する。</del>	
報告行	履行報告書					監督員	設計図書の定めるところによる(出来形検査を実施する場合は必要)。	
建設共	建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書の写し					監督員を経由し契約担当課へ	証紙購入状況報告書(様式2号)の提出は契約締結後1ヵ月以内。なお、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを掲示する。	
	建設業退職金共済関係提出書					監督員を経由し契約担当課へ	建設業退職金共済関係提出書(様式1号)及び証紙貼付実績報告書(様式3号)は完成時に提出する。	
施工計画	施工計画書				完	監督員	工事請負金額500万円以上の工事は提出する。提出時は、監督員のヒヤリングを受ける。変更がある場合は変更部分について変更計画書を作成(追記(赤))する。	
	施工説明書				完	監督員	工事請負金額500万円未満の工事は提出する。提出時は、監督員のヒヤリングを受ける。変更がある場合は変更部分について変更計画書を作成(追記(赤))する。	
建設副産物	確認届				完	監督員	土砂の仮置場を設ける場合。運搬経路図、仮置場の位置図、許可証の写し、現況写真(搬入前)を添付する。	
	建設発生土搬出のお知らせ		施		完	受入地の市町村へFaxで連絡	地山土量100m <sup>3</sup> 以上搬入する市町村が対象。連絡前に監督員の確認が必要。	
	土砂搬入・搬出申込書		施			土木事務所	監督員が内容を確認する。写しを施工計画書の一部として提出する。	
	土砂搬入・搬出承諾書				完	監督員	搬入整理券等は整理し、完成検査書類として提出する。	
	再生資源利用計画書		施			監督員	施工計画書の一部として提出する。	
	再生資源利用促進計画書		施			監督員	〃	
	建設廃棄物処理委託契約書		施			監督員	建設廃棄物の処理(運搬、処分)を委託する場合は、写しを施工計画書の一部として提出する。	
	再生資源利用実施書				完	監督員	使用数量については、伝票と照合し確認しておく。	
	再生資源利用促進実施書				完	監督員	発生数量については、マニフェスト伝票と照合し確認しておく。	
	建設副産物実態調査データ(電子データ)				完	監督員	工事請負金額100万円以上の工事について、完成検査後に提出する。	







水道工事標準仕様書新旧対照表

備考  
建設業法の改正に伴う様式改正

改正 (令和3年4月)

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名		
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日
建設業の許可	施工業種 大臣特定 知事一般	許可番号 大臣特定 知事一般	許可(更新)年月日 年 月 日
健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
現場代理人名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名		
主任技術者名 資格内容	安全衛生推進者名		
	雇用管理責任者名		
	専門技術者名 資格内容		
	担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに限るものは、請負代金の額に係る部分を除く)  
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれら  
の写し  
・専門技術者をなく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれら

現行 (令和2年4月)

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名		
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日
建設業の許可	施工業種 大臣特定 知事一般	許可番号 大臣特定 知事一般	許可(更新)年月日 年 月 日
健康保険等の加入状況	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
現場代理人名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名		
主任技術者名 資格内容	安全衛生推進者名		
	雇用管理責任者名		
	専門技術者名 資格内容		
	担当工事内容		
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事については締結されるものに限るものは、請負代金の額に係る部分を除く)  
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれら  
の写し  
・専門技術者をなく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定している者であることを証する書面又はこれら

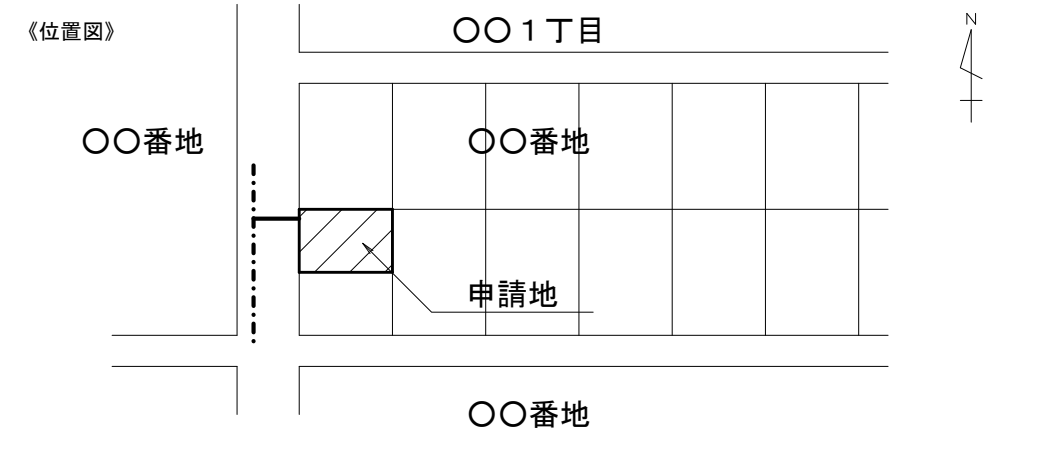
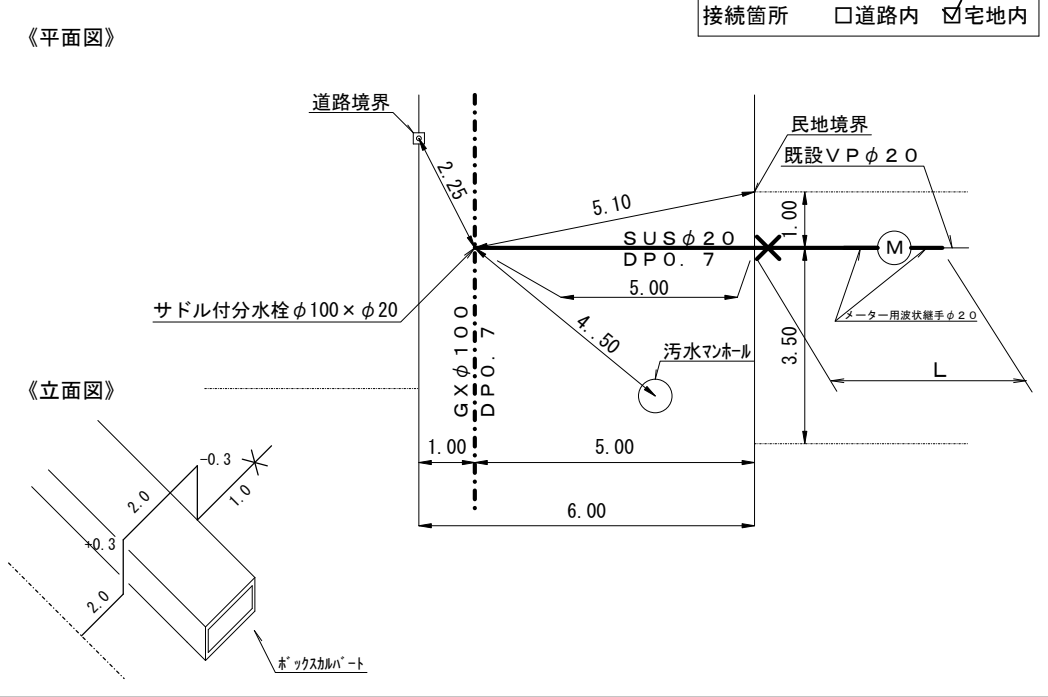
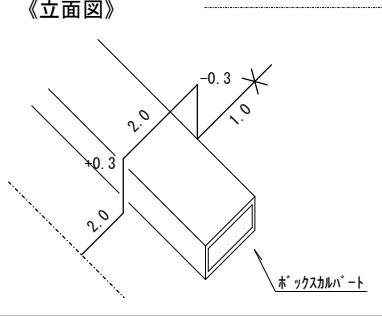
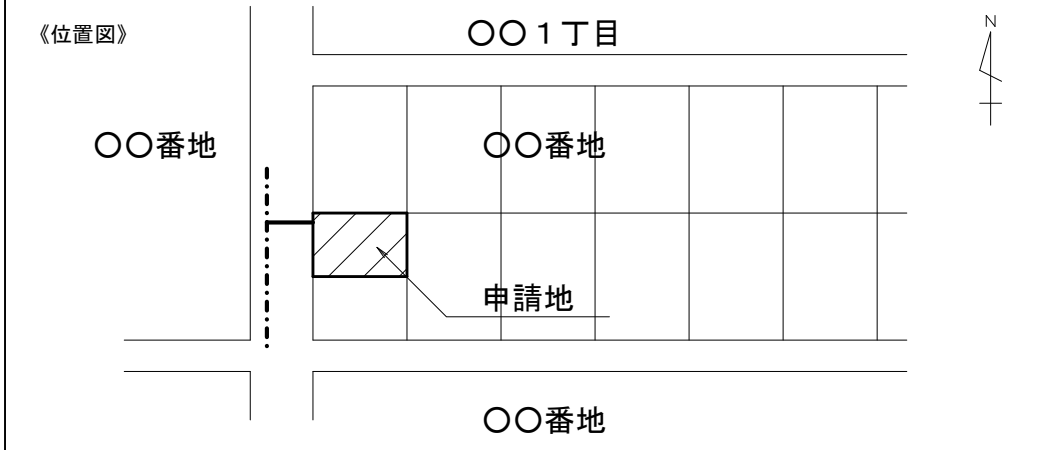
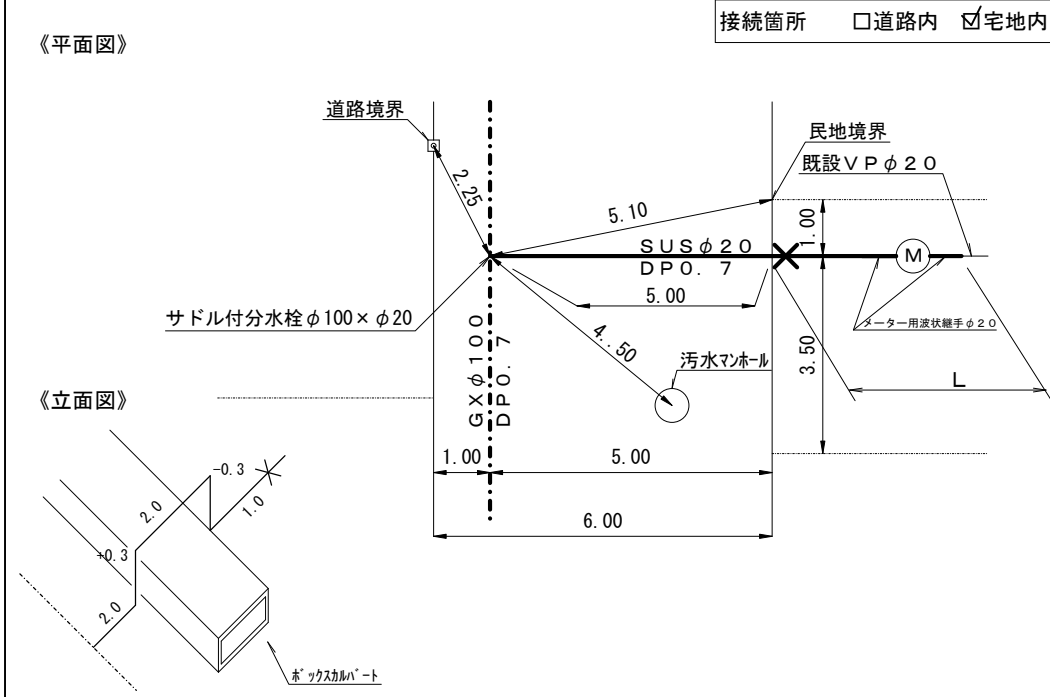
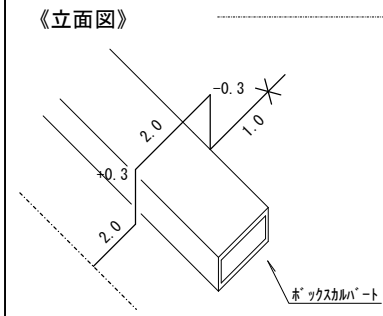
水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																																																																																																																																																																										
<p>水道工事標準仕様書の改正により削除</p>	<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《参考》 施工体制台帳 様式例-4(工事担当技術者)</p> <p style="text-align: center;">工事担当技術者台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">元請会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監理技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">会社名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技術者名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">専任・非専任</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">【写真添付欄】</td> </tr> </table> </div>	元請会社名						監理技術者名						生年月日						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】						会社名						主任技術者名						生年月日						専任・非専任						【写真添付欄】					
元請会社名																																																																																																																																																																																																																																												
監理技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												
会社名																																																																																																																																																																																																																																												
主任技術者名																																																																																																																																																																																																																																												
生年月日																																																																																																																																																																																																																																												
専任・非専任																																																																																																																																																																																																																																												
【写真添付欄】																																																																																																																																																																																																																																												





水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正 (令和3年4月)	現行 (令和2年4月)																																																												
<p>押印廃止により 様式改正</p>	<p style="text-align: center;"><b>給水台帳修正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>水栓番号</td> <td>123456</td> <td>装置場所</td> <td colspan="3">〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="5">〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事</td> </tr> <tr> <td>請負業者名</td> <td colspan="2">〇×建設(株)</td> <td>給水管付替業者名</td> <td colspan="2">(有)△×設備</td> </tr> <tr> <td>現場代理人氏名</td> <td>〇〇太郎</td> <td>位置図</td> <td>P000-0-0</td> <td>メッシュ番号</td> <td>000000</td> </tr> <tr> <td>本管管種口径</td> <td>GXDIPφ100</td> <td>給水管管種口径</td> <td>SUSφ20</td> <td>完成年月</td> <td>△△00年00月</td> </tr> </table> <p>《位置図》</p>  <p>《平面図》</p> <p style="text-align: right;">接続箇所 □道路内 <input checked="" type="checkbox"/>宅地内</p>  <p>《立面図》</p> 	水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号			工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事					請負業者名	〇×建設(株)		給水管付替業者名	(有)△×設備		現場代理人氏名	〇〇太郎	位置図	P000-0-0	メッシュ番号	000000	本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月	<p style="text-align: center;"><b>給水台帳修正</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>水栓番号</td> <td>123456</td> <td>装置場所</td> <td colspan="3">〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="5">〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事</td> </tr> <tr> <td>請負業者名</td> <td colspan="2">〇×建設(株)</td> <td>給水管付替業者名</td> <td colspan="2">(有)△×設備</td> </tr> <tr> <td>現場代理人氏名</td> <td>〇〇太郎 <del>印</del></td> <td>位置図</td> <td>P000-0-0</td> <td>メッシュ番号</td> <td>000000</td> </tr> <tr> <td>本管管種口径</td> <td>GXDIPφ100</td> <td>給水管管種口径</td> <td>SUSφ20</td> <td>完成年月</td> <td>△△00年00月</td> </tr> </table> <p>《位置図》</p>  <p>《平面図》</p> <p style="text-align: right;">接続箇所 □道路内 <input type="checkbox"/>宅地内</p>  <p>《立面図》</p> 	水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号			工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事					請負業者名	〇×建設(株)		給水管付替業者名	(有)△×設備		現場代理人氏名	〇〇太郎 <del>印</del>	位置図	P000-0-0	メッシュ番号	000000	本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月
	水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号																																																										
工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事																																																													
請負業者名	〇×建設(株)		給水管付替業者名	(有)△×設備																																																										
現場代理人氏名	〇〇太郎	位置図	P000-0-0	メッシュ番号	000000																																																									
本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月																																																									
水栓番号	123456	装置場所	〇〇市〇〇1丁目〇〇番〇〇号																																																											
工事名	〇〇第12号 〇〇市〇〇丁目〇〇番付近配水管改良工事																																																													
請負業者名	〇×建設(株)		給水管付替業者名	(有)△×設備																																																										
現場代理人氏名	〇〇太郎 <del>印</del>	位置図	P000-0-0	メッシュ番号	000000																																																									
本管管種口径	GXDIPφ100	給水管管種口径	SUSφ20	完成年月	△△00年00月																																																									

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																
<p>押印廃止により 様式改正</p>	<p style="text-align: right;">(受注者→発注者)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">配水管工事等に係る個人情報の受領書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>所 属 長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 (受注者) 商号 代表者氏名</p> <p>次のとおり業務遂行に必要な個人情報を受領しました。</p> <p>工事名等 _____</p> <p>■提供を受けた個人情報</p> <table border="1" data-bbox="448 1020 1374 1444"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>個人情報の名称</th> <th>媒体（※）</th> <th>情報の内容・件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 受け渡しに使用した媒体（CD、紙等）を記載</p> <p>_____</p> <p>工事完成に伴い貸与を受けた個人情報を返還しますので、確認願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">個人情報取扱責任者 _____</p> <p style="text-align: right;">監 督 員 _____</p>	No.	個人情報の名称	媒体（※）	情報の内容・件数等	1				2				3				4				5				<p style="text-align: right;">(受注者→発注者)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">配水管工事等に係る個人情報の受領書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>所 属 長 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 (受注者) 商号 代表者氏名 <del>印</del></p> <p>次のとおり業務遂行に必要な個人情報を受領しました。</p> <p>工事名等 _____</p> <p>■提供を受けた個人情報</p> <table border="1" data-bbox="1703 1020 2629 1444"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>個人情報の名称</th> <th>媒体（※）</th> <th>情報の内容・件数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 受け渡しに使用した媒体（CD、紙等）を記載</p> <p>_____</p> <p>工事完成に伴い貸与を受けた個人情報を返還しますので、確認願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">個人情報取扱責任者 _____ <del>印</del></p> <p style="text-align: right;">監 督 員 _____ <del>印</del></p>	No.	個人情報の名称	媒体（※）	情報の内容・件数等	1				2				3				4				5			
No.	個人情報の名称	媒体（※）	情報の内容・件数等																																															
1																																																		
2																																																		
3																																																		
4																																																		
5																																																		
No.	個人情報の名称	媒体（※）	情報の内容・件数等																																															
1																																																		
2																																																		
3																																																		
4																																																		
5																																																		

水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																
<p>押印廃止により 様式改正</p>	<p>第24-3号様式（段階確認書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">段階確認書</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">施工予定表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水道工事標準仕様書第1編第1章第1節1-1-46に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告致します。</p> <p>工事名： _____ 年度 _____ 工事 _____</p> <p style="text-align: center;">請負業者名： _____</p> <p style="text-align: center;">現場代理人名等： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施 工 予 定 時 期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td>※監督員が記事、 受理日等を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">通 知 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: center;">監督員： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確 認 種 別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確 認 時 期 予 定 日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>※監督員が記事、 受理日等を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">確 認 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記種別について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: center;">監督員： _____</p> </div>	種 別	細 別	確認時期項目	施 工 予 定 時 期	記 事				年 月 日～ 年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入				年 月 日～ 年 月 日					年 月 日～ 年 月 日		確 認 種 別	確認細別	確認時期項目	確 認 時 期 予 定 日	確認実施日等				年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入				年 月 日					年 月 日		<p>第24-3号様式（段階確認書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">段階確認書</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">施工予定表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水道工事標準仕様書第1編第1章第1節1-1-46に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告致します。</p> <p>工事名： _____ 年度 _____ 工事 _____</p> <p style="text-align: center;">請負業者名： _____</p> <p style="text-align: center;">現場代理人名等： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施 工 予 定 時 期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td>※監督員が記事、 受理日等を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日～ 年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">通 知 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: center;">監督員： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確 認 種 別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確 認 時 期 予 定 日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>※監督員が記事、 受理日等を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">確 認 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>上記種別について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: center;">監督員： _____</p> </div>	種 別	細 別	確認時期項目	施 工 予 定 時 期	記 事				年 月 日～ 年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入				年 月 日～ 年 月 日					年 月 日～ 年 月 日		確 認 種 別	確認細別	確認時期項目	確 認 時 期 予 定 日	確認実施日等				年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入				年 月 日					年 月 日	
種 別	細 別	確認時期項目	施 工 予 定 時 期	記 事																																																																														
			年 月 日～ 年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入																																																																														
			年 月 日～ 年 月 日																																																																															
			年 月 日～ 年 月 日																																																																															
確 認 種 別	確認細別	確認時期項目	確 認 時 期 予 定 日	確認実施日等																																																																														
			年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入																																																																														
			年 月 日																																																																															
			年 月 日																																																																															
種 別	細 別	確認時期項目	施 工 予 定 時 期	記 事																																																																														
			年 月 日～ 年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入																																																																														
			年 月 日～ 年 月 日																																																																															
			年 月 日～ 年 月 日																																																																															
確 認 種 別	確認細別	確認時期項目	確 認 時 期 予 定 日	確認実施日等																																																																														
			年 月 日	※監督員が記事、 受理日等を記入																																																																														
			年 月 日																																																																															
			年 月 日																																																																															



水道工事標準仕様書新旧対照表

備考	改正（令和3年4月）	現行（令和2年4月）																																																																																																						
<p>押印廃止により 様式改正</p>	<div style="text-align: center;"> <p>電子媒体納品書</p> <p>神奈川県企業庁 殿</p> <p>受注者（住所） （氏名）</p> <p>（現場代理人 氏名）</p> <p>下記のとおり電子媒体を納品します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 名</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">工 事 番 号</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> <tr> <th>電子媒体の種類</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>納品年月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> </div>	工 事 名	規 格	単 位	数 量	工 事 番 号	備 考	電子媒体の種類				納品年月																																						<div style="text-align: center;"> <p>電子媒体納品書</p> <p>神奈川県企業庁 殿</p> <p>受注者（住所） （氏名）</p> <p>（現場代理人 氏名） <span style="color: red;">—印—</span></p> <p>下記のとおり電子媒体を納品します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 名</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">数 量</th> <th style="width: 15%;">工 事 番 号</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> <tr> <th>電子媒体の種類</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>納品年月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> </div>	工 事 名	規 格	単 位	数 量	工 事 番 号	備 考	電子媒体の種類				納品年月																																											
工 事 名	規 格	単 位	数 量	工 事 番 号	備 考																																																																																																			
電子媒体の種類				納品年月																																																																																																				
工 事 名	規 格	単 位	数 量	工 事 番 号	備 考																																																																																																			
電子媒体の種類				納品年月																																																																																																				